

科学技術関係予算集計様式の見方

平成30年2月

科学技術関係予算集計のための事業の分類について、行政事業レビューシート対象事業は、原則として下記レビューシートの記載内容に基づいて行われています。

- 平成28・29年度予算：平成28年度レビューシート(平成29年度概算要求時のもの)
- 平成30年度予算：平成29年度レビューシート(平成30年度概算要求時のもの)

◆ 通番

全府省庁を通じた番号が行毎に記載されています。

◆ 府省庁ORDER

- 1： 内閣官房
- 2： 内閣府
- 3： 個人情報保護委員会
- 4： 公正取引委員会
- 5： 警察庁
- 6： 金融庁
- 7： 消費者庁
- 8： 復興庁
- 9： 総務省
- 10： 法務省
- 11： 外務省
- 12： 財務省
- 13： 文部科学省
- 14： 厚生労働省
- 15： 農林水産省
- 16： 経済産業省
- 17： 国土交通省
- 18： 環境省
- 19： 原子力規制委員会
- 20： 防衛省
- 21： 国会

◆ 事業番号

行政事業レビューシート対象事業は、レビューシートに記載された事業番号が記載されていません。

◆ 事業名、事業の目的、事業概要

行政事業レビューシート対象事業は、レビューシートに記載された内容がベースとなっています。

◆ プログラム名・制度名

事業名と異なるプログラム名・制度名がある場合に記載されています。

◆ 科技予算額

事業全体の予算のうち、科学技術関係予算に相当する金額が記載されています(単位:千円)。「要望額」の欄は、「新しい日本のための優先課題推進枠」要望額の中の科学技術関係予算に相当する金額であり、科学技術関係予算額の内数です。

以下、機関コード～S BIR対象については、同一事業が複数のコード・分類に分かれる場合、コード・分類毎に行が分かれています。また、各制度に該当する事業の科技予算額には、その制度に関する事務取扱費等が含まれている場合があります。

◆ 機関コード

- 1: 独立行政法人・国立研究開発法人
- 2: 国立試験研究機関
- 3: 特殊法人等(特別認可法人を含む)
- 4: 大学等(私学助成等を含む)
- 5: 内局経費(上記研究機関への委託費や補助金のほか、一般行政経費等)

◆ 会計の別

- 一般: 一般会計
特別: 特別会計

◆ 復興特会

該当する場合は「」、該当しない場合は「-」が記載されています。復興特会のうち、各府省庁計上分は、「府省庁」列が当該府省庁名、「府省庁ORDER」列が当該府省庁コードとなっています。復興庁一括計上分は、「府省庁」列が「復興庁(括弧内に当該省庁名)」、「府省庁ORDER」列が復興庁の番号「8」となっています。

◆ 会計コード

一般会計は一般会計主要経費別分類、特別会計は特別会計コード、「復興特会」列に「」が記載されている事業は、特別会計主要経費別分類が記載されています。具体的には「会計コード表」をご参照ください。

◆ 用途別分類

- 1: 人件費
一般会計の主要経費別分類で「科学技術振興費(13)」に登録されている経費のうち、定員人件費
上記 以外の科学技術関係経費範囲内における研究職及び技術職の定員人件費
(プロジェクト経費の中に含まれる定員外の人件費はこれに該当しない)
- 2: 施設・設備整備及び更新費
施設整備費(改修費・修繕費、独立行政法人等の補助金含む)
設備整備費(独立行政法人等の補助金含む)
施設・設備等の安定的運営、維持管理に必要な経費

施設・設備・大型システム等の賃貸借及びリース費

その他、施設・設備等の整備及び更新、既存設備の活用、外部機関による整備促進に必要な経費

3:運営費交付金等

国立大学法人・独立行政法人等に配分される運営費交付金、私学助成等経常費補助

4:その他

◆ 提案公募型

提案公募型資金制度に該当する場合(以下参照)は「 」, 該当しない場合は「 - 」が記載されています。

< 提案公募型資金制度に該当するケース >

当該制度の資金を配分する主体が、当該制度の具体的内容、実施方法 等を、個人または組織を対象に公募すること

上記の資金を配分する主体が、制度の具体的内容、実施方法を公募に先んじてあらかじめ詳細には定めずに、制度の目的、内容の概要 等を定めるにとどまるものであること(実施方法等が予め確定している制度の実施者を単に公募(入札)するだけの制度ではないこと)

上記公募に応募された提案の中から実施するものを選定し、その応募者(提案者)またはその指定する者が制度を実施すること

◆ 競争的資金

内閣府が行う競争的資金制度に関する調査に登録されている、又は登録見込のものは「 」, それ以外は「 - 」が記載されています。

◆ 独立行政法人向け財政支出

専ら独立行政法人を予算の配分先として予定している事業(運営費交付金、施設整備費補助金、設備整備費補助金を除く)は「 」, それ以外は「 - 」が記載されています。

◆ S B I R対象

中小企業技術革新制度(S B I R)に該当する場合は「 」, 該当しない場合は「 - 」が記載されています。

◆ 分類1～分類8(行政事業レビューシート対象事業のみ)

行政事業レビューシート対象事業について、科学技術関係予算の判定に必要な分類番号が記載されています。同一のレビューシート内に複数の分類に該当する要素がある場合は、複数の分類が記載されています。各分類の内容につきましては別資料「行政事業レビューシートの分類」をご参照ください。

また、レビューシート対象事業が、科学技術関係予算に該当する範囲につきましては、下記表1をご参照ください。

【表1】科学技術関係予算の範囲(行政事業レビューシート対象事業)

科技予算集計 カテゴリー	内容	科技予算 判定
A	研究開発、実用化・事業化に向けた取組、(国際)標準・知財等	該当
B	大学に関するもの、一部が研究開発、実用化・事業化に向けた取組	該当
C	研究・調査等、研究開発や実用化・事業化に向けた取組の基盤となる情報や基準等の整備 (鉱物探査、計量標準・規制基準、事実関係等の調査、データ収集やデータベースの整備等)	該当
D1	施策の実施者にとって、これまで十分に用いたことがない科学技術が新たに活用されている取組	該当
D2	施策の実施者にとって、これまで十分に用いたことがない手法(科学技術を除く)が新たに活用されている取組	非該当
E	施策の実施者にとって、既知かつこれまで用いたことがある科学技術が活用されている取組	非該当
F	その他	非該当

レビューシートの各分類がどのカテゴリーに属するかは、別資料「行政事業レビューシートの分類と科学技術関係予算の判定」をご参照ください。

◆ カテゴリー(行政事業レビューシート対象外経費のみ)

行政事業レビューシート対象外経費である人件費、事務費等は、その性格上共通経費であり、レビューシートと同じ分類を行うことが困難なため、この欄に記載された下記表2のカテゴリーに基づき集計しています。

なお、レビューシート対象事業同様にA～D1を科学技術関係予算該当とすると、ほとんどの人件費、事務費等が科学技術関係予算に該当する可能性があるため、レビューシート対象外経費についてはA、Bのみを科学技術関係予算該当としています。

【表2】科学技術関係予算の範囲(行政事業レビューシート対象外経費)

科技予算集計 カテゴリー	内容	科技予算 判定
A	研究開発、実用化・事業化に向けた取組、(国際)標準・知財等	該当
B	大学に関するもの、一部が研究開発、実用化・事業化に向けた取組	該当
C	研究・調査等、研究開発や実用化・事業化に向けた取組の基盤となる情報や基準等の整備 (鉱物探査、計量標準・規制基準、事実関係等の調査、データ収集やデータベースの整備等)	非該当
D1	施策の実施者にとって、これまで十分に用いたことがない科学技術が新たに活用されている取組	非該当
D2	施策の実施者にとって、これまで十分に用いたことがない手法(科学技術を除く)が新たに活用されている取組	非該当
E	施策の実施者にとって、既知かつこれまで用いたことがある科学技術が活用されている取組	非該当
F	その他	非該当

◆ 科技該当・非該当

分類1～分類8、及びカテゴリーに基づく科学技術関係予算の該当・非該当の結果が記載されています。